入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1)業務の名称及び数量

令和7年度県営住宅単身高齢者世帯等訪問支援業務(東部) 一式

(2)業務の仕様

別紙「令和7年度県営住宅単身高齢者世帯等訪問支援業務(東部)委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3)業務の期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「その他」に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和 7 年 11 月 4 日(火)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 4 の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 4 の(3)の場所に必ず連絡すること。

- (3)本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、事務所又は営業所(以下「県内事業所」という。)を有していること。 ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

4 入札手続等

(1)入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220番地 鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課企画担当 電話 0857-26-7408

電子メール jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

- (2)業務の仕様に関する担当部局
 - (1) に同じ

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

令和7年10月28日(火)から令和7年11月20日(木)までの間にインターネットのホームページ(鳥 取 県住 宅 政 策 課 ウェブサイト (https://www.pref.tottori.lg.jp/jyutakuseisaku/))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年10月28日(火)から令和7年11月20日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前10時から午後4時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する 法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定 する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 開札の日時及び場所

アー日時

令和7年12月3日(水) 午前11時

ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月2日(火)午後4時とする。

イ 場所

鳥取県庁本庁舎地階 第6会議室(鳥取市東町一丁目220)

- 5 入札に関する問合せの取扱い
- (1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和7年11月10日(月)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

- (2) 疑義に対する回答
- (1)の質問については、令和7年11月18日(火)にインターネットのホームページ(鳥取県住宅政策課ウェブサイト(https://www.pref.tottori.lg.jp/jyutaku-seisaku/))によりまとめて閲覧に供する。
- 6 入札参加者に要求される事項
- (1) 入札書は、9に示すところにより提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者にあっては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参により4の(1)の場所に令和7年11月20日(木)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された事前提出物は返却しない。 また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- 7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

- (1)入札参加資格確認書(様式第1号)
- (2) 2の(4) を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)等)(競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)

8 資格審査について

- (1) 6の(2)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を 令和7年11月28日(金)までに通知する。
- (2) (1) の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年12月1日(月)正午までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2) により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和7年12月2日(火)までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1)入札は、紙入札による。
- (2) 入札書(様式第5号)に記載する金額は、1の(3)の業務の期間における総額の契約申込金額(消費税及び地方消費税の額を含めた金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。))とし、併せて、課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (3) 入札書及び委任状(様式第3号)の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。
- (4) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、表面に業務名、入札者名を記載し、密封して、 提出すること。

郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に入れ、表面に業務名、入札者名を記載し、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (5) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (7) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (8) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (9)入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立て ることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 7の事前提出物を提出していない者のした入札
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を4の (1) の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (5) 記名のない入札書による入札
- (6) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (7) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (8) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (9) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、落札となるべき最低価格の入札を行ったものが2以上あるときは、政令第167条の9の規 定に基づき、くじ抽選により落札者を決定する。

くじ抽選は別紙「くじ抽選の方法について」に基づいて行う。

13 契約書作成の要否

要

(ただし、会計規則第 111 条の規定により、契約書の作成を省略し、請書を徴する場合がある。)

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1)入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出 書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが 判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除すると きは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければなら ない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと 認められるとき。
- (ア)暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加してい

る者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、 非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与 させること。

- (イ)暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他 財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ)暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、 仕様書2(2)イの性能評価実験を公的試験機関に委託する場合又は特段の理由がある場合に はこの限りでない。
- (ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
- (イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
- ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に 基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。
- (6) 受注者及び発注者は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない旨契約書に記載するものとする。
- (7) 10 の(2) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金 免除申請書(様式第4号)を4の(1) の場所に提出すること。
- (8) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第6号)を、4の(1)の場所に提出すること。なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益 を侵害することのないよう個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条 第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者(以下「従事者」という。)が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用 してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ 甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第5条 乙は、業務を第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規 定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ 甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項 の第三者(以下「再委託先」という。)にも遵守させなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

- 第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものと する。
- 2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報(業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら 収集した個人情報をいう。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ 甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該 個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用(以下「漏えい等」という。)の防止その他の当該 個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(研修実施時における報告)

- 第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。
- 2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

- 第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

- 第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返 還し、又は引き渡すものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務 において利用する個人情報を廃棄(消去を含む。以下同じ。)するものとする。この場合において、 乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録 するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

- 第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告し なければならない。
- 2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。 (監査)
- 第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、 又は確認するため、乙(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に 対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示を することができる。

(損害賠償)

- 第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、 甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償 に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定 の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとす る。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記仕様書

甲及び乙は、この契約による業務を処理するための個人情報及び死者情報の取扱いについて、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守するに当たっては、次の仕様のとおりとしなければならない。

1 基本的事項(特記事項第1条関係)

甲は、乙に対し、個人の権利利益を侵害することのないよう、この契約による業務に係る個人情報の適正な取扱いについて次表のとおり教示する。

(1) 甲から受託した事務に係る個人情報の適正な取扱いについて講じなければならない安全管理措置の対象は、個人データに限定されるものではなく、個人情報全般に対し及ぶものであること。

[個人情報の保護に関する法律第66条第2項]

(2) 個人情報保護委員会から示されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応 ガイド(行政機関等向け)」別添「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置 に関する指針」に準ずること。

[個人情報保護委員会URL https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#gyosei_Guide]

(3) 個人情報保護委員会から示されている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (個人情報取扱事業者等に係るガイドライン)」の企業規模別での取扱いを参酌して差し支えないが、これをもって(2)の基準を免れるものと解釈してはならないこと。

[個人情報保護委員会URL https://www.ppc.go.jp/news/]

2 第三者への提供の承諾(特記事項第4条関係)

特記事項第4条ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号(甲の電子決裁等システム(鳥取県文書の管理に関する規程(平成24年鳥取県訓令第2号)第2条第1項第9号に規定する電子決裁等システムをいう。)を利用して取得した番号をいう。以下同じ。)を付した書面又は電磁的記録で行うものとする。

3 再委託等の承諾(特記事項第5条関係)

特記事項第5条第1項ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号を付した書面又は電磁的記録で行うものとする。

- 4 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しに係る指定(特記事項第6条関係) 特記事項第6条第1項に規定する甲の指定は、次に掲げる基準の中から定めるものとする。
 - (1) 方法
 - ア 個人情報の記録媒体が用紙である場合

手交又は郵送

- イ 個人情報の記録媒体が電磁的記録である場合
 - (ア) 当該電磁的記録を有形物(光ディスク)に収録する場合 手交又は郵送
 - (イ) 当該電磁的記録を無形物 (ファイル) のままとする場合 甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用
- (2) 日時

甲乙間において、事前に協議して定める。

(3) 場所

甲の事務所又は後記7(1)表中④の作業場所の所在する乙の事務所

- 5 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しに係る記録(特記事項第6条関係)
 - (1) 特記事項第6条第2項の当該個人情報を預かる旨には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - ア 引渡者たる甲の名称等

- イ 受領者たる乙の名称又は氏名
- ウ この契約又は業務の名称
- エ 乙が引渡しを受けた個人情報の名称等
- オ 乙が引渡しを受けた日時及び場所
- (2) 特記事項第6条第2項に規定する電磁的記録の交付は、甲乙間の協議により、次に掲げる基準の中から定めるものとする。
 - ア PDF形式のファイル

次に掲げるいずれかの方法で甲に対し送信すること。

- (ア) 甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用
- (イ) 甲が指定する電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの添付 乙があらかじめ甲に届出をした電子メールアドレスから送信するものに限る。
- イ 甲が指定する電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの直接記入 乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスから送信するものに限る。
- 6 複製・複写の承諾(特記事項第7条関係)

特記事項第7条ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号を付した書面又は電磁的記録で行うものとする。

- 7 乙が甲と同等の水準をもって講じなければならない安全管理措置(特記事項第8条関係)
 - (1) 個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により、乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、当然に、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい等の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置(以下「安全管理措置」という。)を講じなければならないところであり、特記事項第8条においてもこの旨を確認したところである。

ついては、乙は、乙が業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、その安全管理措置について甲と同等の水準を確保するため、次表のとおり所要の措置を講ずるものとする。

- ① 乙は、業務において利用する個人情報等の安全管理について、内部における責任体制(個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。)を構築し、その体制を維持しなければならない。
- ② 乙は、業務において利用する個人情報等の取扱いの従事者を定め、併せて当該従事者の中からその責任者(以下「責任者」という。)を定め、前記①の責任体制とともに、あらかじめ甲に報告しなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。
- ③ 前記5及び後記8について遵守する。
- ④ 乙は、業務において利用する個人情報等を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。甲は、特記事項第12条に基づき、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。
- ⑤ 乙は、業務において利用する個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。ただし、 あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りではない。
- ⑥ 乙は、業務において利用する個人情報等を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- ⑦ 乙は、業務において利用する個人情報等について使送、郵便、電子メールその他のインターネットの利用等により外部に送付する場合は、その方法(以下「送付方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。
- ⑧ 乙は、従事者をして前記⑦に基づき報告した送付方法により業務において利用する個人情報等を送付させる場合は、次のアからエまでに掲げる事項を遵守させなければならない。 ア 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
 - イ 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。

- ウ 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
 - 郵便にあっては、郵便追跡サービスを付加するもの(特殊郵便)を用いること。ただし、乙において、差出人、受取人、郵便の種類、取扱区分及び特徴、貼り付けた切手等の支払い済みの郵便料金、差し出した場所並びに差し出した日時を記録し、もって郵便物等事故調査の依頼を可能とする場合には、この限りでない。
- エ 上記ア及びイについて従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記ウに ついて責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。
- ⑨ 乙は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等(外部記録媒体を含む。以下同じ。)以外のパソコン等を使用してはならない。
- ① 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
 - なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度(ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001等)の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的かつ客観的に評価し選定すること。
- ① 乙は、業務において利用する個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次のアから工までに掲げるとおり管理しなければならない。
 - ア 当該個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - イ 当該個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同 等以上の保護措置をとらなければならない。
 - ウ 当該個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及 びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなけれ ばならない。
 - エ 当該個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又 は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
- (2) 乙が講じなければならない個人情報の取扱いに係る安全管理措置に関する情報については、 政府(個人情報保護委員会ウェブサイト等)において公表されているので、乙は、業務におい て利用する個人情報等の取扱いを開始するに当たり、適宜、当該情報を参考とし、併せて、政 府から配付されている資料、ツール等を参考とし、又は活用するものとする。
- (3) 乙は、この特記事項及びこの特記仕様書の解釈等、業務において利用する個人情報等の取扱いについて疑義が生じた場合には、その都度甲に確認し、業務を行うものとする。この限りにおいて、甲は、甲における情報セキュリティに係る管理体制の維持に支障がない範囲で乙に対し情報の提供等を行うものとする。
- 8 従事者等の研修(特記事項第8条の2関係)
 - (1) 特記事項第8条の2第1項の研修は、従事者(責任者を含む。)に業務において利用する個人情報等の取扱いを開始させる前に少なくとも1回は行わなければならない。
 - (2) 特記事項第8条の2第1項の研修の内容には、少なくとも次表に掲げるものの受講を含むものとする。ただし、乙において、次表に掲げるものと同等の水準以上のものと認める研修を実施する場合には、この限りでない。
 - ① 政府広報オンライン「個人情報保護法の概要」の視聴 令和2年改正個人情報保護法の全面施行を受けた「個人情報保護法」の概要について、用 語解説から個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う際の義務まで解説するもの。

(URL https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25176.html)

② 政府広報オンライン「個人情報保護法上の安全管理措置」の視聴 個人情報取扱事業者において、取り扱う個人データの漏えい等の防止、その他個人データ の安全管理のために講じなければならないとされる、必要かつ適切な措置について具体的な 手法を例示しながら紹介するもの。

(URL https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25177.html)

③ 政府広報オンライン「個人情報の取扱いに関する規律等の整備とお役立ちツールのご紹介」の視聴

個人情報取扱事業者は、個人データを適正に取り扱うため、基本方針を策定することや安全管理措置として具体的な取扱いに係る規律を整備することが重要であるところ、これらの規律等の説明に加え、個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載しているお役立ちツール(自己点検チェックリスト、個人データ取扱要領例等)について紹介するもの。

(URL https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25178.html)

④ 政府広報オンライン「個人データの漏えい等事案と発生時の対応について」の視聴令和4年4月1日から、個人データの漏えい等が発生し個人の権利利益を害するおそれがある場合、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されたことについて分かりやすい解説で紹介するもの。

(URL https://www.gov-online.go.jp/prg/prg24040.html)

個人情報保護委員会URL https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/#movie

- (3) 特記事項第8条の2第2項の研修についても、前記(1)及び(2)と同様とする。
- 9 事故発生時における報告(特記事項第9条関係)
 - (1) 特記事項第9条第1項に規定する報告は、次のとおりとする。
 - ア 一先報告

乙において、当該事故が発覚した場合には、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、数量、 発生場所、発生状況等について甲に一先ず報告をしなければならない。

イ 凍報

甲の指定する日時(当該事故の発覚の日から起算して最長3日以内を原則とする。)までに 次に掲げる記入様式の例により書面又は電磁的記録を甲に提出しなければならない。

(ア) 記入様式

政府が個人情報保護委員会ウェブサイトにおいて配付している民間事業者用参考資料 [URL https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/#report]

(イ) 備考

鑑文については引用法条を省略して単に「次のとおり報告します。」と書き改め、宛先 については甲と書き改めること。

ウ確報

甲の指定する日時(当該事故の発覚の日から起算して最長3週間以内を原則とする。)まで に前記イと同様の方法により甲に提出しなければならない。

- 10 業務等終了時の個人情報の返還又は引渡し(特記事項第10条関係)
 - (1) 甲は、特記事項第10条第1項に規定する返還又は引渡しについて、あらかじめ乙から求めがあった場合には、当該返還又は引渡しと引換えに次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録を乙に交付しなければならない。
 - ア 返還者又は引渡者たる乙の名称等
 - イ 受領者たる甲の名称等
 - ウ この契約又は業務の名称
 - エ 甲が返還又は引渡しを受けた個人情報の名称等
 - オ 甲が返還又は引渡しを受けた日時及び場所
 - (2) 前号に規定する電磁的記録の交付は、甲乙間の協議により、次に掲げる基準の中から定めるものとする。
 - ア PDF形式のファイル

次に掲げるいずれかの方法で乙に対し送信すること。

- (ア) 甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用
- (イ) 乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの添付 甲があらかじめ指定をした電子メールアドレスから送信するものに限る。
- イ 乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの直接記入 甲があらかじめ指定をした電子メールアドレスから送信するものに限る。

- (3) 当該返還又は引渡しと引換えに第1号に規定する書面又は電磁的記録の交付を要さなかった場合において、当該返還又は引渡しの後相当の期間内に乙から求めがあったときも、前2号と同様とする。
- 11 業務等終了時の個人情報の廃棄(特記事項第10条関係)
 - (1) 特記事項第10条第2項に規定する指示は、書面又は電磁的記録で行うものとする。この場合 において、電磁的記録による指示は、前記10(2)の例によるものとする。
 - (2) 特記事項第10条第4項に規定する報告は、完全に廃棄又は消去をした旨の証明書(情報の項目、媒体の名称、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面又は電磁的記録)を甲に提出することをもって行わなければならない。ただし、他の法令に基づき乙において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、乙は、廃棄又は消去をすることができない個人情報等の概要に関する情報(情報の項目、媒体の名称、数量、廃棄又は消去をしない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日)を当該証明書に記載すれば足りる。
 - (3) 前号の証明書の提出については、前記4の例によるものとする。
- 12 定期的報告(特記事項第11条関係)

特記事項第11条第1項に規定する定期的報告は、次のとおりとする。

(1) 開始時報告

ア対象

この特記仕様書の交付があった場合全て

イ 時期

次に掲げるその都度とする。

- (ア) この契約の期間の開始の日又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの 開始の日のいずれか早い日から1月以内
- (イ) この契約の期間又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの期間が1年 以上である場合には、毎年4月中(末日が閉庁日である場合には翌開庁日まで)
- ウ 内容

乙は、本件事務に係る個人情報の取扱いの開始時(前記イ(イ)の場合にあっては、報告の日)における前記7に規定する責任体制、責任者、作業場所、運搬方法、送付方法、研修その他の安全管理措置について、別添「安全管理措置に係る報告兼届出書」により甲に報告しなければならない。

(2) 中間報告

ア対象

この契約又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの期間が1年以上である場合であって、かつ当該期間が後記イの日に係るものに限る。

イ 時期

甲が別に指定するところにより、毎年8月から11月までの間で甲が別に定める日を基準とする。

ウ内容

乙は、甲の指示があった場合には、前記イの日を基準とする特記事項の遵守状況に係る自己 点検を行い、甲が指定する電子申請システム等に入力しなければならない。

13 死者情報の取扱い(特記事項第15条関係)

乙が業務を行うために死者情報を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2 項から前項までと同様である。

(注) 甲は鳥取県、乙は受託者をいう。

別添様式「安全管理措置に係る報告兼届出書」

調査項目	内容	
1 受託者の名称等		
(注) 受託者とは、県との契約等	□ 鳥取県競争入札参加資格者	
における名称を問わず、個人	□ 鳥取県出資法人(出資比率:□ 全部 □ 2分の1以上 □ 4分の1以上 □ 4分の1未満)	
情報の保護に関する法律第66	□ 個人事業主 □ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの	
条第2項各号に掲げる者に該	□ その他()
当する場合のものをいいま		
す。以下同じ。		
2 業務に係る作業所属の名称		
3 業務に係る責任者の役職の名称		
4 業務に係る緊急連絡先	① 電話番号	
	② 電子メールアドレス	
5 業務に係る従事者(責任者を含		
む。)の人数		
6 個人情報保護関連資格等の有無	□ プライバシーマーク(Pマーク) □ ISMS	
	□ その他の資格 ()
	□ 個人情報保護関係の損害保険に加入	
7 個人情報保護に関する社内規程	□ 個人情報の利用、保存、廃棄等に関する管理規程、手順書、手引書等	
等の有無	□ 個人情報の漏えい、紛失、滅失、盗難等に係る事故発生時の対応規程、手順書、手引書等	
	□ 個人情報保護についての従業員との雇用契約、誓約書等への明記	
	□ その他の規程()
	│□ 規程なし	
8 個人情報保護に関する研修の実	□ 次に掲げる頻度において	
施	□ 業務において利用する個人情報の取扱い開始前に	
	□ 年 回(直近の実施年月日: 年 月)	
	△ 各責任者及び従事者において次のとおり実施済み	
	□ 特記仕様書8(2)①から④までに掲げる研修動画の視聴	
	□ 次に掲げる研修又は教育	
)
	□ その他	

	()
9 個人情報保護に	係る内部点検・	
検査・監査の方法等	等	
10 業務において利用	用する個人情報を取り扱う作業場所等の管理体制	
(注) 作業を鳥耳	X県の庁舎内部でのみ行い、かつ、受託者が、鳥取県所有のパソコン、タブレット等の電子計算機の	のみを使用する場合には、記入
不要です。た	とだし、作業を鳥取県の庁舎内部でのみ行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、	. (3)中「電磁的媒体」の項、
(5)、(6)及	(び(7)に限り記入してください。	
(1) 作業場所の	₸	
所在地		
(2) 作業場所の	① 作業場所の入室可能人数	
入退室管理	□ 上記5の従事者(責任者を含む。)のみ	
	□ 従事者以外の入室可(□ 上記外 名 □ その他	
	(
	② 入退室者の氏名及び時刻の記録	
	□ なし(施錠のみ、身分証の提示のみ等)	
	□ あり □ 用紙への記入 □ ICカード等によりID等をシステムに記録	
	□ カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録	
	□ その他	
	()
	□その他	
	()
(3) 個人情報の	① 紙媒体(用紙)	
保管場所	□ 鍵付き書庫 □ 耐火金庫 □ 専用の保管室 □ 取扱いなし	
	□その他	
	()
	② 電磁的媒体	ŕ
	□ 鍵付き書庫 □ 耐火金庫 □ 専用の保管室 □ 取扱いなし	
	□その他	
)
(4) 作業場所の		· · ·
防災体制	□その他	
1/4 > 411 /1/4	()
(5) 個人情報の	① 紙媒体(用紙)	•
運搬方法	□ 運搬を禁止し、又は行わない	

□ その他	
())
② 電磁的媒体 □ 運搬を禁止し、又は行わない	
□ E 版 を示正 U、 文 は 11 47 な V・ □ その 他	
)
,	,
(6) 個人情報の □ 特記事項第6条及び特記仕様書第	4項の定めのとおり、その都度委託者の指定を受けて行います。
送付方法 □ その他	
)
(7) 個人情報の ① 紙媒体(用紙)	
	第11項の定めのとおり、業務における利用が不要となった時又は契約終了時のいずれか早
い時に、速やかに裁断処理し、証し □ その他	明書を作成し、委託者に提出します。
	,
② 電磁的媒体	,
9 =	第11項の定めのとおり、業務における利用が不要となった時又は契約終了時のいずれか早
	の下、復元不可能な方法により削除し、CD-R等の外部記録媒体は物理的破壊を行った上で
廃棄します。委託者の立会いがない	い場合には、証明書を提出します。
□ その他	
)
(8) 作業場所外 □ 該当なし(行うことがないため。)	
で作業を行う □ 該当あり(行うことがあるため。)	
場合の個人情 報保護対策 (
和保護別東 ()
11 業務において利用する個人情報の電算処理における保証	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(注1) 紙媒体(用紙)のみ取り扱う業務を行う場合に	
(注2) 鳥取県所有のパソコン、タブレット等の電子計	
(1) 業務において利用する個人情	
報に係る連絡のために用いる電	
子メールアドレス	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ノート (携帯可能)型 台、デスクトップ (携帯不可)型 台)
□ 限定していない	

(3) 外部との接続	□ 作業機器は外部と接続していない	
	□ 作業機器は外部と接続している	
	接続方法:□ インターネット □専用回線 □ その他	
	通信の暗号化:□ している □ していない	
(4) アクセス制限	□ ID・パスワード付与によるアクセス制限を実施している	
	I Dの設定方法	
	パスワードの設定方法	
	□ID・パスワード付与によるアクセス制限を実施していない	
(5) 不正アクセスを検知するシス	□ あり(検知システムの概	
テムの有無	要:	
2 2 2 1		
(6) マルウェアを検知するシステ		
ムの有無	要:	
13/11		
(7) OS・ソフトウェアの更新	□ 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている	
	□その他	
)
(8) アクセスログ	□ アクセスログを保存している(保存期間:))	,
	□ アクセスログを保存していない	
(9) 停電時のデータ消去防止対策		
	□その他	
)
	□ なし	,
(10) 外国における個人情報の取扱		
いの有無	- □ のク - □ 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上で保存以外の個人情報の取扱	及いけた
, •> 13 W/		V 10.0
		いがある
	① 個人情報の取扱いがある外国の名称	יסינט אי
	② 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

		□ なし	
(11)	その他の対策		